

秋田県条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。

令和７年１１月１８日

秋田県知事 鈴木 健太

１ 入札の方法

本業務は、入札参加資格確認申請、入札等の手続を紙入札方式により行う。

２ 入札参加資格

（１）入札に参加する資格を有する者は、次の全ての要件を満たしている者とする。

- ① 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ③ 秋田県に納付（納入）すべき県税に滞納がない者であること、及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- ④ 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格を有している者であること。
- ⑤ その他の入札参加資格要件は、発注概要書の記載のとおりであること。

（２）業務別に定める要件

発注概要書に記載のとおりとする。

３ 入札参加資格確認申請等

（１）入札参加資格申請書の提出

入札に参加しようとする者は、発注概要書に従い競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を発注概要書に示す期限内に紙により郵送または持参により１部提出すること。

（２）入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、発注概要書に示すとおりとする。

（３）設計図書等の閲覧

- ① 本業務に係る仕様書、図面、契約書案、金額を記載しない内訳書、入札心得（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、秋田県公式Ｗｅｂサイト「秋田美の国ネット」【<http://www.pref.akita.lg.jp/>】に掲載し配付する。
- ② 閲覧期間は発注概要書に示すとおりとする。

（４）設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等に対する質問・回答は、書面（電子メール可）により行うものとし、質問期限及び回答期限は発注概要書に示すとおりとする。

４ 入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金

ア 入札者は、入札者の見積もった契約希望金額（入札書に記載した金額に当該金額の１００

分の10に相当する額を加算した金額)の100分の5以上の金額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次のいずれかの担保の提供をもって入札保証金に代えることができる。

- ① 銀行振出小切手
- ② 銀行保証小切手
- ③ 国債
- ④ 秋田県債
- ⑤ 郵便貯金銀行の発行する振替払出証書
- ⑥ 郵便貯金銀行の発行する為替証書

入札保証金は、入札開始の前までに入札執行職員が徴収し、入札終了後直ちに還付する。

ただし、落札者に対しては、当該契約の締結後に還付する

イ 入札者は、入札保証金免除申請書(様式第3号)に次の①または②の書類を添付のうえ、提出先に入札参加資格確認申請書提出期限まで、入札保証金の免除を申し出ることができる。この場合において免除が認められたときは、その入札保証金の納付を要しない。

- ① 県を被保険者とする入札保証保険契約書
- ② 過去2年の間に国または地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上にわたって締結し、これらすべてを誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められることを証する書面

なお、審査のための説明を求めた場合は、資料提出者の負担において完全な説明をしなければならない。

(2) 契約保証金

ア 契約代金額の10分の1以上の金額とする。

ただし、次のいずれかの担保の提供をもって契約保証金に代えることができる。

- ① 銀行振出小切手
- ② 銀行保証小切手
- ③ 国債
- ④ 秋田県債
- ⑤ 郵便貯金銀行の発行する振替払出証書
- ⑥ 郵便貯金銀行の発行する為替証書
- ⑦ 銀行、金融機関または保証事業会社の保証

イ 4 (1) イ②の審査の結果により入札保証金の免除が適当と認められた者は、その契約保証金の納付を要しない。(秋田県財務規則第178号各号のいずれかに該当する場合は免除することができる。)

5 入札書等の提出等

(1) 提出方法

発注概要書に示す入札・開札日時と場所へ紙により提出すること。

入札書は封筒に入れ密封し、その封筒に「入札者の法人名等」、「開札日」並びに「業務名」を記載のうえ、提出する。

原則として直接提出するものとし、やむを得ない場合は、郵便によることができる。郵送による場合は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と記載する。入札書の日付は入札書を作成した日を記載すること。なお、秋田県森林環境保全課長宛親展とし配達証明付郵便書留により開札日時までに到着すること。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する

金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（3）入札及び開札の方法等

入札及び開札は、入札者又はその代理人が立会いの上で行うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

（4）開札に立ち会う場合に持参するもの

- ① 立ち会う者の身分証明書
- ② 再度の入札に使用する印鑑
- ③ 委任状（様式第6号）〔代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る〕

（5）入札回数等

- ① 入札執行回数は、2回までとする。
- ② 開札の結果、入札参加者が1者であった場合でも、入札を執行するものとする。

（6）入札書の書き換え等の禁止

入札書の書き換え、引き換え及び撤回をすることはできない。

6 落札者の決定方法

（1）予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。

この場合において、入札価格が最も低い者が2人以上であるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者とする。この場合において、出席しない者又はくじを引かない者がいるときは、当該入札執行事務に関係のない職員がこれにかわってくじを引かせ、決定する。

（2）開札した場合において、入札金額のうち予定金額の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。ただし、この場合において郵便により入札を行った者がいるときは、入札及び開札の日時並びに場所を速やかに定め、再度、入札を行うものとする。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- （1）入札参加資格がないことが確認された者が行った入札
- （2）開札日から落札決定の日までの間において、2に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者の行った入札
- （3）同一の入札について2以上の入札を行った者の入札
- （4）同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- （5）談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- （6）入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- （7）委任状を持参しない代理人の行った入札
- （8）記名押印を欠く入札
- （9）上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

8 その他

- （1）入札に関する説明会及び現場説明会は実施しない。
- （2）入札参加資格に関するヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。

- (3) 履行期限は事情により変更することがある。
- (4) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札心得を遵守しなければならない。
- (5) 落札決定通知日は事情により変更することがある。
- (6) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (7) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、規則の定めるところによる。